

規格・基準などの事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。 〕

「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく経済産業省通達の改正について

下記のとおり、経済産業省通達（「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」）を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく経済産業省通達の改正について

2. 対象品目

ガス事業法に規定するガス用品

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する液化石油ガス器具等

3. 趣旨及び目的

「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」では、ガス機器・L P ガス機器の製造・輸入事業者に対し、「ガス用品の技術上の基準を定める省令」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」（以下「技術基準省令」という。）で定める技術上の基準への適合義務を課している。

技術基準省令は安全性能要求事項を定めており、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」（以下「通達」という。）には、これらの安全性能要求事項を満たす製品仕様の例示を挙げている。

今般、ガス瞬間湯沸器、ガストーブ、ガスこんろ等のガス機器・L P ガス機器について、自動運転機能に係る記載を通達に追加する。また、引用している J I S 規格を最新の J I S 規格に更新する。

4. 公布予定 令和 3 年 1 2 月

5. 施行予定 令和 3 年 1 2 月（移行期間 6 か月）

6. 意見提出先

〒 1 0 0 - 8 9 0 1 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省産業保安グループ製品安全課

T E L 03-3501-4707

F A X 03-3501-6201

7. 意見提出期限

W T O ・ T B T 通報から 6 0 日後